

健が発0907第6号
平成27年9月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長
（ 公 印 省 略 ）

がん診療連携拠点病院等の新規指定推薦及び指定更新推薦並びに現況報告について

標記については、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成26年1月10日付け健発0110第7号健康局長通知の別添）（以下「指針」という。）のⅧにおいて、その手続等については別途定めることとしていたところであるが、この度新規指定推薦及び指定更新推薦並びに現況報告に当たっての様式及び留意事項について、下記のとおり定めたので、本通知に基づき、諸手続いただくようお願いする。

記

（新規指定推薦及び指定更新推薦について）

- 1 がん診療連携拠点病院等（以下「拠点病院等」という。）の新規指定については、毎年10月末日までに都道府県から提出された新規指定推薦書の内容をもとに、がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会（以下「指定検討会」という。）における指定の可否についての意見等を踏まえ、指定を行う予定であること。

また、指針に基づき、平成27年4月1日からの1年間に限り指定の更新を受けている医療機関にあっては、平成28年3月末日までがん診療連携拠点病院として指定を受けているとみなされているところであるが、平成28年4月1日以降も引き続きがん診療連携拠点病院として推薦する場合には、推薦意見書を添付の上、本年10月末日までに別途定める指定更新推薦書を提出すること。

なお、推薦意見書の様式は自由であるが、その内容については、各都道府県のがん医療提供体制における拠点病院の位置付け及び地域連携に関する基本的考え方等について明らかにしたものであることとし、都道府県がん対策推進計画に沿ったものであること。

(現況報告について)

2 指針に基づき拠点病院等の指定を受けている医療機関については、毎年10月末日までに拠点病院等から都道府県を経由して提出された現況報告書の内容をもとに、指定要件の充足状況等についての確認を行う予定であること。

なお、現況報告書の内容の確認の結果、既指定拠点病院等が指定要件に欠くに至ったと認められるときは、その指定を取り消すことがあり得ること。